

軽微変更

農業振興地域の農用地区域軽微変更申出書

提出書類一覧表

書類名	部数	備考
(1) 申出書	1部	別紙様式
(2) 公図の写し (法務局の公図)	1部	①申出の土地が中心になるようにしてください。 ②隣接する全ての土地について現況地目を記入してください。 ③隣接の農地について所有者、耕作者名を記入してください。 ④転用事業計画の全体の範囲と、建物等の配置を記入してください。 ⑤公図の写しをコピーしたものを提出書類とする場合は、縮小コピー・拡大コピーはしないでください。
(3) 登記事項証明書 (全部事項証明書)	1部	申出の土地の登記事項証明書 (法務局)
(4) 分筆予定部分の求積図 (分筆予定面積計算書)	1部	<u>申出の土地が一筆の土地の一部であり、申出時点に分筆がされていない場合は、申出の土地の形状・面積の根拠となるもの。必ず実測をして、位置、面積を確定してください。</u>
(5) 位置図	1部	申出の土地の位置を示した図 (原則、住宅地図に位置を表示したもの。)
(6) 建物等の配置図・設計図	1部	事業計画建物等の配置図※注、立面図・平面図、 農業資材車両置場等については土地造成・構造物の計画図 ※注：配置図・計画建物等を含む敷地全体の利用計画を記載
(7) 排水計画図	1部	汚水、雨水の処理計画及び排水経路を示す図
(8) 同意書	1部	<u>申出の土地に、抵当権、地益権などの権利設定がされている場合は、権利者の同意書</u>
(9) 法人登記簿謄本	1部	<u>申出者が法人の場合は、法人登記簿謄本 (法務局)</u>

※ 申出の内容によっては、その他の説明書類を求める場合があります。

※ 申出書類の提出は、申出者本人が行ってください。代理で提出できるのは行政書士等、法令に基づく者に限ります。有資格者以外の提出は、法律に抵触するおそれがあります。

※ 申出書の受付は随時行っていますが、軽微変更がされ、所定の手続きが完了するまでは事業を実施できませんのでご承知おきください。

※ 変更面積が 1,000 m²以上の申出、あるいは共同利用施設の設置に係る申出については、農業委員会と協議します。

<提出場所>

飯田市役所 産業経済部 農業課 農村振興係

〒395-0817 長野県飯田市東東281番地 (JAみなみ信州営農部)

電話 (0265) 21-3217 Fax (0265) 52-6181